

撮影についてのご注意

- 日本学術振興会・課題設定による先導的人文学・社会科学的研究推進事業「コロナ危機から視る政策形成過程における専門家のあり方」の成果物作成のため、
- この特別セッションは、録画・録音します。ご了承ください。
- 登壇者のみを撮影し、一般参加者は撮影しません。
- 一般の質疑応答は録画・録音しません。

新型コロナ対策での 経済学と人文・社会科学の 役割

日本経済学会2024年度秋季大会

特別セッション

2024年10月20日

特別セッションの趣旨

東京大学 岩本康志

目的

- 特別セッションには、2つの目的がある。
 1. 学会新型コロナWGの活動の報告
 - 学会・学界はCOVID-19対策のどう関わったか、どう関わるべきか。
 2. 専門家のCOVID-19対策への関与のあり方を考える。
 - 本来、人文・社会学者の知見も活用すべき特措法に基づく措置が、感染症専門家の意見に偏って実施されたのではないか。
 - 人文・社会科学の知見はCOVID-19対策に役立ったか、どう役立てるべきか。
 - これらは、JSPSプロジェクトの研究課題でもある。
 - 特別セッションに先立つ議論は、岩本・大竹(2024)を参照。
 - 経済学者の関与が目立ったが、コロナ対策の影響は経済的側面に限られるものではない。特別セッションでは、人類学・政治学研究者をお招きして、多角的に検討したい。

開催要領

- 13:20～15:20（2時間）
- 4名の登壇者発表（各20分）
 - 岩本康志（WGの活動の報告、問題意識）
 - 大竹文雄（少数派専門家の視点から）
 - 磯野真穂（人類学の視点から）
 - 待鳥聡史（政治学の視点から）
- 登壇者同士の意見交換と会場からの質疑応答（40分）

（敬称略）

日経学会コロナWGの活動

- 正式名称は、新型コロナウイルス感染症ワーキンググループ。
 - 「新型コロナウイルス感染症に関する研究」サイトを開設する。
<https://covid19.jeaweb.org/>
 - 2020年7月30日に、大竹会長（当時）より筆者が立ち上げの相談を受ける。
 - これまで3つの活動をおこなった。詳細は、岩本(2024)を参照。
 - 今年度で活動終了の予定。
- 1. 文献リストの作成
 - 2020年10月12日に公開（62本）。2022年2月8日まで5回更新（一般記事55本、専門論文211本）。
 - 会員からの情報提供に感謝します。
 - 有志による新型コロナウイルス感染症対策分科会提出資料作成に活用
- 2. 2021年度春季大会での特別セッション開催
 - 報告者 宮川大介、久保田荘、川田恵介
 - それ以降の大会でWGによらないCOVID-19関連の企画が開催される。
- 3. Japanese Economic Review特集号の編集
 - 2021年7月号、10月号に11本の論文掲載
 - 学会がオープンアクセス経費を負担（WG唯一の出費であり、他の活動はWG委員の無償労働による）
 - 雑誌の評価向上に貢献

人文・社会科学の知見の反映の必要性

- 新型インフルエンザ等対策は、感染症法と特措法の二段構成で規定される。
- 行動制限に着目すると、感染症法は患者・疑い患者・無症状病原体保有者を対象とし、特措法はその他の一般市民を対象とする。
- 感染症法に基づく対策の経済的・社会的影響は限定的。対策の選択では医学的見地が重要。
 - 医療関係者中心の専門家の構成は支持されるものと考えられる。
- 特措法に基づくCOVID-19対策での行動制限、営業制限は、経済的・社会的影響が大きい。医学的見地のみではなく、人文・社会科学の知見が必要である。

感染症法、特措法での人権への配慮

- 感染症法前文

「一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、**感染症の患者等の人権を尊重**しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

- 特措法第5条

「国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、**国民の自由と権利に制限が加えられる**ときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため**必要最小限のものでなければならない。**」

健康と自由のトレードオフ：法的な関係

- 日本国憲法

- 「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは**人類**普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」（前文）
- 「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、**人類**の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（第97条）

- 感染症法

- 2,000超の法律のうち、条文に「人類」が登場する28の法律のひとつ。
- 「**人類**は、これまで、疾病、とりわけ感染症により、多大の苦難を経験してきた。ペスト、痘そう、コレラ等の感染症の流行は、時には文明を存亡の危機に追いやり、感染症を根絶することは、正に**人類**の悲願と言えるものである。
- 医学医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきたが、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、また、国際交流の進展等に伴い、感染症は、新たな形で、今なお**人類**に脅威を与えている。」（前文）

- 感染抑制のための行動制限は、憲法の保障する基本的人権に抵触する。

- 「人類」と「人類」の緊張関係がある。
- 感染症専門家が安直に行動制限の法的整備を求めることは、多くの有識者の反発を買う。

特措法措置の制定時の想定

- 特措法制定時には、深刻な経済的・社会的影響は想定されていなかった。
 - 人文・社会科学の重要課題とは認識されなかった。
- 緊急事態宣言 2年以内、1年以内延長可（条文）
- 45条措置（行動制限、営業制限） 1～2週間（ガイドライン、国会答弁、コメントール）

「**新型インフルエンザ**については、**季節性インフルエンザの潜伏期間が2～5日間、発症から治癒までの期間がおおむね7日間程度であることを踏まえ、おおむね1～2週間程度**（注省略：引用者注）の期間となることが想定される。ただし、発生した**新型インフルエンザ等**の特性及び医療提供能力の状況により、1週間単位で延長することも想定される。」（「**新型インフルエンザ等対策ガイドライン**」、2018年6月21日一部改定）

- ただし、医学的根拠はなく、法・社会的なバランスの考慮で決められている。

特措法制定後の有識者会議での議論

○田代会長代理 ちょっといいですか。それは患者の話ですね。

○杉本参事官 はい。

○田代会長代理 そうではなくて、それ以外の一般住民について、1、2週間の外出制限をするということの根拠をお願いします。

○杉本参事官 ここは申し上げておりますとおり、感染症法の入院措置ですとか、そういったところに集中的にあらわれる患者対策といったものとは違ひまして、そういった個別の患者対策、閉じ込めておくということではもうできなくなってきたという状態が結構早い段階で来るのだろう。そういうときに、できるだけ感染者を全体としてふやさないというために、この45条というものを置いておる。

趣旨はそういうものでございますので、そういったところから、必要最小限のものは何であろうかというところで、これは公衆衛生的に言えば何か月もやったほうがいいのかということかもしれないけれども、法・社会的な側面から見ればそんなに長々とやるわけにはまいらぬだろう、こういうバランスの上にこの条文というのはつくってございます。

新型インフルエンザ等対策有識者会議 第3回議事録（2012年10月16日）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi/dai3/gijiroku3.pdf>

（強調は引用者）

新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣

構 成 員 : 全閣僚

<主な任務>

- 発生に備え、「政府行動計画」を決定する等、政府一体となって対策を推進。

↑
特措法においては、「政府行動計画」を作成するときは、総理は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

<特措法の趣旨に則り、新設>

新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日 閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等
※ 総理が指名

<主な任務>

- 総理からの求めに応じ、「政府行動計画案」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

医療・公衆衛生に関する分科会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、総理が指名

社会機能に関する分科会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、総理が指名

発生時

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣

副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)

構 成 員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>

- 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

↑
特措法においては、「基本的対処方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

基本的対処方針等諮問委員会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、総理が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>

- 総理からの求めに応じ、「基本的対処方針」の作成の基本的考え方等を取りまとめる。

(出所) 「「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の開催等について」(記者発表資料)

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13123918/www.cas.go.jp/jp/influenza/pdf/120803hapyou.pdf>

当初の専門家の関与の枠組み

- 感染症専門家に偏る制度と運用になっていた。
- 新型インフルエンザ等対策有識者会議
 - 「有識者会議は、**感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者**（以下「学識経験者」という。）の中から内閣総理大臣が指名する構成員30人以内をもって構成する。」（新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）
 - 「（政府行動計画を作成するときと基本的対処方針を定めようとするとき、）あらかじめ、**感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者**の意見を聴かなければならない」（特措法）
- 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
 - 「新型コロナウイルス感染症の対策について**医学的な見地から**助言等を行う」
 - 特措法措置が重大な社会経済活動への重大な影響をもつようになって、政府対策本部は医学的な見地のみの助言を求めていることになる。

感染症専門家以外の関与

- 2020年5月14日の新型インフルエンザ等対策有識者会議の基本的対処方針等諮問委員会から、4名の経済学者が参加することになった。
- これに先立ち、2つの案が議論されていた。
 1. 諮問委員会とは別に社会経済への影響を議論する会議を別に設けて、それぞれが政府に提言する
 - 5月4日の諮問委員会での尾身会長の発言が念頭に置いた姿。
 2. 諮問委員会に社会経済分野の専門家を加える。
 - 2つの会議から違った提言を受けるのは困る、という政府の意向があった。
- 専門分野の意見の違いをどのように政策に反映していくのか、という大きな問題がある。
 - とくにオミクロン以降、対策の緩和をめぐって重要性を増す。
 - 感染症専門家の発信が目立つが、その他の関係者の考えが外部からは見えにくい。
 - もともと政府内に経済分析部署は存在する。内閣府政策統括官（3局）は、コロナ担当相に「人的」に直属している。
 - 政策過程に、まだ見えていない部分があるのではないか？

経済学の貢献：報告者の立場からの私見

- COVID-19対策での経済学の貢献は単に、「経済を優先」、「経済を配慮」を唱えるだけではない。
- 他の専門分野にはない、2つの考え方を提示することができる。詳細は、岩本(2021)で解説。

1. 行動を理解する

- 日本では、利他的行動をうながす「要請」が重要であった。
- 以下のような問に答えることが重要になる。
 - 「人々はなぜ（利己的行動ではない）制限の要請に応じるのか」
 - 「人々はなぜ制限の要請に応じなくなったのか（なぜ緊急事態宣言の効果が弱まるのか）」
- 行動を理解しないと、強権的な対策に向かう。

2. 対策の費用を考慮する

- 経済学の立場からは、感染症専門家の視点はバイアスをもつ。
- 実際は、費用の研究の遅れから、対策の費用が軽視された。

参考文献

- 岩本康志(2021)「新型コロナウイルス感染症と経済学」『医療経済研究』、第33巻第2号、109-133頁。
<https://doi.org/10.24742/jhep.2021.10>
- 岩本康志(2024)「政策形成における経済学の役割：事例研究 新型コロナウイルス感染症」。
<https://iwmtyss.com/Docs/2024/SeisakuKeiseiniokeruKeizaigakunoYakuwari.pdf>
- 岩本康志・大竹文雄(2024)「コロナ危機から視る政策形成過程における専門家のあり方 対談・企画1：コロナ危機における学会の対応」 CiDER Policy Discussion Paper, PDP005。
<https://www.cider.osaka-u.ac.jp/pdp/pdf/CiDER-pdp005.pdf>